

介護予防・日常生活支援総合事業（第1号訪問事業）

訪問型サービス（現行相当又はサービスA）

重要事項説明書

当事業所は、介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービス（現行相当又はサービスA）の提供の開始にあたり、事業所の概要、提供されるサービス内容及び契約上ご注意頂きたいこと等を次のとおり説明します。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 翔馬会
主たる事務所の所在地	〒311-0502 茨城県常陸太田市徳田町143番地
代表者（職名・氏名）	理事長 大森 英俊
設立年月日	平成15年 8月18日
電話番号	0294-70-7151

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	ヘルパーステーションえみの里		
サービスの種類	介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービス（現行相当又はサービスA）		
事業所の所在地	〒311-0502 茨城県常陸太田市徳田町143番地		
事業所の管理者	古張 郁子		
電話番号	0294-70-7151		
指定年月日 事業所番号	常陸太田市	平成30年4月1日	0871200283
大子町	平成30年6月1日		
日立市	令和6年9月12日		
通常の事業の実施地域	常陸太田市	大子町	日立市
損害賠償責任保険	介護保険・社会保険事業者総合保険		

3. 事業の目的と運営の方針

（1）事業の目的

要支援状態等の利用者に対しその利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態等の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した

日常生活を営むことができるよう、生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者的心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とします。

(2) 運営の方針

- ・利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ・事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、当該市町村及び地域包括支援センター、他のサービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。
- ・訪問型サービス（現行相当又はサービスA）の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行います。
- ・上記のほか、実施地域の市町村が定める基準及びその他の関係法令等の内容を遵守し、事業を実施します。

4. 提供するサービスの内容

訪問型サービス（現行相当又はサービスA）の内容は、次のとおりとします。

身体介護に関する内容	入浴・排せつ・食事等の介護を行います。
生活援助に関する内容	調理・洗濯・掃除・買物等の日常生活上の世話を行います。
自立支援見守り援助	訪問介護員等と共に日常生活に関する動作を行います。

※身体介護は現行相当のみとなります。

5. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで（1月1日、1月2日は休業日）
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで ※なお、ご相談に応じます。

6. 従業者の職種、員数等

従業者の職種	人員基準	資格要件
管理者	常勤専従1以上	常勤で管理業務に専従できる者 ※業務に支障がない場合兼務可
サービス提供責任者 (訪問事業責任者)	1以上	現行相当：介護福祉士等 サービスA：訪問介護員等と同じ
訪問介護員等	現行相当：常勤換算2.5以上 サービスA：必要数	介護福祉士 介護職員初任者研修修了者 一定の研修受講者

※訪問介護員等の資格要件：一定の研修受講者はサービスAのみ該当となります。

7. 利用料等

訪問型サービスの基本料金

算定単位：円／月あたり（日割り設定あり）

対象者	現行相当	基本額に特別	介護職員等	合計 (ア)+(イ)
	コード (A2) 基本額	地域加算(1) 含む合計(ア)	処遇改善加算 (1)(イ)	
要支援 1・2、事業対象者(週 1 回程度)	1,176	1,352	331	1,683
要支援 1・2、事業対象者(週 2 回程度)	2,349	2,701	662	3,363
要支援 2、事業対象者(週 2 回を超える) ※退院直後で集中的な支援が必要な場合	3,727	4,286	1,050	5,336

※サービス A は常陸太田市ののみ

原則は 1 割負担、ただし一定以上の所得者は 2 割または 3 割負担。

加算：初回加算 ……………… 200 円／月（初回月のみ）

特別地域加算 ……………… 15.0 %

介護職員等処遇改善加算(1) … 24.5 %

利用料金は月額料金となります。

※ただし、短期入所を利用した月、月の途中に介護度の変更があった場合は日割り計算となります。

※月の途中に入院された場合や自己都合にてキャンセルされた場合は適用になりませんのでご注意ください。

※日立市は実施地域により交通費が発生する場合があります。

8. 利用料金のお支払方法

毎月利用料を計算し、翌月 15 日までに前月分の請求をいたします。毎月 20 日（20 日が土・日・祝祭日の時は郵便局の翌営業日）に口座引き落としてお支払い頂くか、事業所窓口にてお支払ください。

9. 利用の中止、変更、追加

- 利用予定日の前に、利用者の都合により、訪問型サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業所に申し出てください。
- 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取り消し料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	月額料金(自己負担相当額)を 月平均利用回数で除した額

- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員等の稼動状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

10. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービスを行う訪問介護員等

サービス提供時に、担当の訪問介護員等を決定します。ただし、実際のサービス提供に当たっては、複数の訪問介護員等が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員等の交替

①利用者からの交替の申し出

選任された訪問介護員等の交替を希望する場合には、当核訪問介護員等が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員等の交替を申し出る事ができます。ただし、利用者から特定の訪問介護員等の指名はできません。

②事業者からの訪問介護員等の交替

事業所の都合により、訪問介護員等を交替することがあります。訪問介護員等を交替する場合は利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項

①定められた業務以外の禁止 :

利用者は定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

②訪問型サービスの実施に関する指示・命令 :

訪問型サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。ただし、事業者は訪問型サービスの実施に当たって利用者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③備品等の使用 :

訪問型サービス実施のために必要な備品等(水道・ガス・電気を含む)は無償で使用させて頂きます。訪問介護員等が事業所に連絡する場合にご自宅の電話等を使用させて頂く場合がございます。

(4) サービス内容の変更

サービス利用当日に、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。

(5) 訪問介護員等の禁止行為

訪問介護員等は、利用者に対する訪問型サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者もしくはその家族等からの金銭又は高価な物品の授受
- ③ 利用者の家族等に対する訪問型サービスの提供
- ④ 飲酒及び喫煙
- ⑤ 利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑥ その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

1 1. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医及び家族等に連絡する等の措置を講じます。

病状等の状況によっては、事業者の判断により救急車による搬送を要請する場合があります。

1 2. 事故発生時の対応

- ・ 訪問型サービス（現行相当又はサービスA）の提供により事故が発生した場合は、速やかに当該市町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ・ 事故の状況や事故に際してとった処置については、記録を作成し、事故発生の原因究明と予防の検討を行い、再発防止に努めます。
- ・ 訪問型サービス（現行相当又はサービスA）の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

1 3. 災害時の対応

- ・ 訪問介護員等は、訪問介護・第1号訪問事業を実施中及びサービス提供に向かう途中・帰路に災害が発生した場合は、利用者の安否確認・安全確保・避難誘導等の措置を講じ安否情報をご家族及び職場等に連絡を行います。
- ・ 事業者は災害の状況に応じて関係機関及び関係事業所と連携をとり、利用者の安否確認を行い、関係機関及び災害対策本部等に連絡を行います。

1 4. 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- | | | |
|--------------|-----------|-------------------|
| ○苦情受付窓口(担当者) | 安 洋祐 | 電話番号 0294(70)7151 |
| ○受付時間 | 毎週月曜日～土曜日 | 8:30～17:30 |

(2) 行政機関その他苦情受付機関

常陸太田市 介護保険担当課	所在地：茨城県常陸太田市金井町3690 電話番号：0294-72-3111 受付時間：8:30～17:15
大子町 福祉課高齢介護担当	所在地：茨城県久慈郡大子町北田気662 電話番号：0295-72-1135 受付時間：8:30～17:15
日立市 介護保険課	所在地：茨城県日立市助川町1-1-1 電話番号：0294-22-3111 受付時間：8:30～17:15
茨城県国民健康保険 団体連合会	所在地：水戸市笠原町978-26 電話番号：029-301-1565 受付時間：9:00～16:00(平日のみ)

※その他、担当の地域包括支援センターまたは、介護支援専門員にご相談下さい。

15. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

・実施の有無 有・ 無

16. 高齢者虐待防止措置

高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待防止の推進に努めています。

17. 事業継続計画の策定

事業者は、災害発生時等における事業継続計画を基準型として登録しています。

令和 年 月 日

介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型サービス）の提供の開始に際し、
本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 所在地 茨城県常陸太田市徳田町143番地

事業者名 社会福祉法人 翔馬会

ヘルパーステーション えみの里

サービス提供

責任者氏名 星 栄子

印

私は、事業者より本書面に基づき重要事項の説明を受け、サービスの提供を
受けることに同意しました。

利用者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

代理人 住 所 _____

氏 名 _____ 印

本人との続柄